



公的研究費: 運営費交付金、科学研究費助成事業、寄附金等、本学が管理する全ての資金  
職員等: 役員、職員(非常勤である者を含む)、公的研究費による事業の実施に関わるすべての者

(国立大学法人宮城教育大学における研究活動の不正行為の防止に関する規程)

**【国立大学法人宮城教育大学における不正防止計画】**

- 不正行為の防止に向けた責任体制の明確化
- 不正行為の防止に向けた具体的取組の実施(一例)
- ①不正行為の防止に向けた納品・検収体制の設置    ②納入業者からの誓約書徴収    ③旅行、謝金支出に係る業務の事実確認の徹底
- ④評価室による不定期の物品の現物確認・旅行等の事実確認により重大な問題点を確認した際の学長への措置申し立て    ⑤内部監査の実施
- ⑥内部監査手順を示したマニュアルの作成及び更新    ⑦コンプライアンス教育及び研究倫理教育の実施及び受講義務付け
- ⑧職員等からの誓約書徴収    ⑨前述⑦～⑧を全うしない者については、次年度の競争的資金への申請を認めないなどの措置をとることを検討
- ⑩不正防止計画の実施及び見直し